

さんぺい

輝枝

千葉市議会議員
(花見川区選出)

152号



事務所 〒262-0025
千葉市花見川区花園1-20-14

TEL 043-299-1101 <http://www.sanpei-terue.jp/>
FAX 043-299-1104 sanpei3@d3.dion.ne.jp

立憲民主・無所属千葉市議会議員団

マリスタジアムについて

皆さまの声をお寄せください

一般質問 令和7年第2回定例会

さんぺい輝枝質問 若い方々の関心も深まっています。

民間企業の関心は深まっているのか。

総合政策局長答弁 幕張豊砂駅に近接し、周辺の大規模商業施設や幕張メッセとの相乗効果を生み出すことができる幕張メッセ駐車場に幕張新都心の新たな街づくりの拠点となるスタジアムを再構築する事を考えています。

新都心の更なる魅力向上を図り、千葉ロッテマリーンズの本拠地として定着しています野球ファンに加え、若年世代を中心に新たな人の流れを、幕張豊砂駅周辺の豊砂地区に誘引することを目指しており、若者は本事業の主要なターゲットであると考えています。

今後、千葉ロッテマリーンズや、こののち、公募を行うことを予定しており、事業協力者となる民間事業者と共に、若者の意見の取り入れ方などについて検討致します。

民間事業者へのサウンディングを実施し、新たなスタジアムの建て替えについて関心をお持ちいただいている事を確認しています。

9月から事業協力者の公募への意向の、公募条件についての意向等を把握いたし、民間事業者が事業への参加しやすい環境を整えるため、公募によるサウンディング型市場調査に着手いたし、42者・社に申し込みいただいています。



エスコンフィールド HOKKAIDO

一般質問 令和7年第3回定例会

さんぺい輝枝質問

会派のメンバーと北海道の北広島市エスコンフィールドサッポロに行ってきました。

エスコンフィールドサッポロが建設されて2年経ちますので、どのような運営をしているのか視察しました。

民設民営という中で、どの程度の状況なのか、確認すると同時に、それらの要因は何なのかをつぶさに教えてもらいたいと、考えました。千葉市も9年後にはスタジアムを建設する予定ですので、勉強できればと思いました。

次のページへ

北広島市でのエスコンフィールドは、民設民営なので、北広島市の持ち出しは無し。最大の魅力ではないかと思います。

北広島市との関係は、この地域も固定資産税を免除していると聞きました。

- ・公園の街区域は、通常に固定資産税が掛かるとの事です。
- ・所有者は株式会社ファイターズ&エンターテイメント
- ・管理運用者は、上記と同じ

民設民営で、当初は元は取りにくいと言われていたが、蓋を開けてみたら、順調に採算が取れているとの事です。



エスコンフィールド HOKKAIDO北海道北広島市Fビレッジ

球場の客席の全ての前列は、さりげに、スタンド自体に近くにあると思いますし、より、選手の息遣い迄聞こえてきそうな、わくわくしないはずがないと思います。

更に、替えのピッチャーの投げ込みも客席から見えるように配置されていました。

また、野球をしていない時は、ここが凄いと思ったのですが、見学のツアーが組まれている程、球場の魅力が詰まっていると感じました。

野球の試合がされている時は、見学エリアにおいて2,000円です。尚、キャッシュレスですが、入る時に、カード購入する事も出来ますので、安心です。応援スタンドには入れませんが、球場の半分近くは自由に行き来出来る所で、食事エリアで様々なメニューも充実しており、選ぶのも楽しみです、ぶらぶら歩きながら、食べて良し、飲んで良し。

また、なんと言いましても、開放感があり、晴れた日は青空を目にできますし、雨や特に雪の時は開閉式の大屋根がなんと言っても魅力です。千葉市にもあったらいいなと思います。

さて、球場の魅力も満載ですが、それ以外では、球場脇のホテルから見下ろしながら、野球の試合を見られますし、ドッグランもありワンちゃんと泊りがけで来るのも一興です。

千葉市も現在9年後に向けて取組中です。

この様な取り組みを千葉市でも出来ないものか、今後取り組んでいきます。

【参考】・内野は人工芝、外野は天然芝/・球場総工費は600億円/球場規模はグラウンド面積12,000㎡

令和7年10月に質問予定ですので、このニュースを作成している時は、まだ、質問内容や、答弁を頂いていないので、問題提起だけにさせていただきます。

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正されたことから、投票管理者等の報酬について、国の基準額と同額に引き上げるほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正します。

投票管理者等の報酬(日額)について、国基準額と同額に引き上げるものです。

区分	改正前	改正後	改定額
投票所の投票管理者 (※1)	12,800円	14,500円	1,700円
期日前投票所の投票管理者 (※1)	11,300円	12,800円	1,500円
開票管理者(※2)	10,800円	12,200円	1,400円
選挙長(※2)	10,800円	12,200円	1,400円
投票所の投票立会人(※1)	10,900円	12,400円	1,500円
期日前投票所の投票立会人 (※1)	9,600円	10,900円	1,300円
開票立会人(※2)	8,900円	10,100円	1,200円
選挙立会人(※2)	8,900円	10,100円	1,200円

※1 従事中に交替する場合には、従事時間に応じた額を支給する。
※2 従事が翌日まで引き続いた場合でも、1日とみなして報酬を支給する。

市政広聴会 のお知らせ

日時:毎月第3土曜日
11:00~12:00
場所:さんぺい輝枝事務所

※ご予約は不要ですので、お気軽にお越しください。
また、ご要望がありましたら、ミニ集会を行います。



お知り合いやグループ等、集まる機会がありましたらぜひ、お声をかけてください。